

新型コロナウイルスに対応する事業再開ガイドライン

一般社団法人山梨県サッカー協会技術委員会

平素より本協会の事業に格別のご支援ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染予防および感染拡大防止に全力を注いでおられます多くの指導者の皆様に心より感謝申し上げます。

現在、サッカー活動については自粛の日々が続いておりますが、事業（対外試合：大会・リーグ戦・県および地区トレセン・フェスティバル等、各種講習会、会議等）再開に向けての準備も着実に整える必要があります。その際、本協会事業は公益性を担保しながら選手・スタッフの健康・安全の確保に加え、関係する各所にも社会的責任も果たさなければなりません。つまり、事業再開の可否や実施する場合のリスク回避などについては、適切に判断し、事業運営がなされる必要があります。

つきましては、事業再開について以下に示すガイドラインや別紙「チェックリスト」を参考に、各事業に相応した実施要項やチェックリストを作成していただき、新型コロナウイルスの感染予防（感染者発生抑止）および感染拡大防止に努めるようお願い申し上げます。

また、事業の計画及び実施については「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(47FA/地域FA向け)」およびKFA(関東サッカー協会)より提示される指針に則するとともに、国、県、市町村関係機関の自粛要請を遵守したうえ、慎重な判断と運営をお願いいたします。

◇実施の判断

- ア 各種報道・市町村などからの情報により感染拡大状況を把握し、自治体や教育委員会の要請を踏まえて主催者が総合的に判断すること。
- イ 新たに感染者が確認された市町村のチーム、選手が他の市町村（県内外）へ移動して活動することは避けること。
- ウ 参加チーム、参加者が属する自治体などから移動についての自粛などが求められていないこと。
- エ 事業に参加する選手が学校に通学している児童生徒の場合は、県および市町村、ならびに県および市町村の教育委員会の指示や要請する内容に従うこと。
- オ 参加チームの選手が在籍する学校が校内および校外での部活動（スポーツ活動）を認めていること。
- カ 県および市町村教育委員会が部活動の活動禁止措置等の活動制限を行っていないこと。

◇実施時における適切な安全対策

1. 新型コロナウイルス感染リスクが高まる「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を避ける。

● 3つの条件

- (1) 換気が悪い密閉空間 (2) 人が密集している (3) 近距離(密接)での会話や発声

屋外での活動であるサッカーは、比較的感染リスクが低いスポーツ活動と考えられています。しかしながら、身体接触を伴う活動であることや、特に小中学生対象事業の場合はこの年代の特性として、密集、密接しての会話や大声での発声をしたがる、身体接触をしたがる場合があります。故に、指導者が十分に配慮をする必要があります。

- ① 手指を消毒できるよう、消毒液を準備しておくこと。特に、集合時、活動時、活動終了時に適切に消毒ができるように準備を整えること。
- ② 事業参加者（選手・チームスタッフ・審判・運営スタッフ等）について、事業当日（開始前）の健康状態（発熱の有無、咳・くしゃみなどのかぜ症状がないかの有無等）を掌握する体制を整えること。（「チェックリスト」の活用）

- ③ 事業参加者の検温（非接触型）を実施できる体制を整えること。（接触型→使用都度の消毒）
- ④ チーム・運営者のミーティングは、換気が可能な場所において選手や関係者がソーシャルディスタンスを保つことができ、密集しないような配慮をするとともに、できるだけ短時間でを行うようにすること。
- ⑤ 試合セレモニーにおける握手等、選手および審判員等が直接触れる行為は避けるようにすること。
- ⑥ 控室・ロッカールームの使用については換気を十分に行うとともに、出入り口など不特定多数が接触する部分や共用するものについては使用前後のみならず、事業実施中の消毒を行うこと。選手が密集する状況が生じる場合は、短時間の使用とシマスクの着用を行うこと。
- ⑦ ビブス等着用品の使いまわしは行わず、やむを得ず使う場合は消毒して使用すること。
- ⑧ ピッチサイドおよびベンチに置くスクイズボトル・水筒は個人で準備して使用すること。
- ⑨ 事業実施にあたり必用となる物品について、共用部分の消毒を行うこと。
- ⑩ 施設管理者が使用を許可した場所以外は使用しないこと。また、使用許可場所以外の場所や出入口などのドアノブ等に触れないこと。
- ⑪ 利用後は利用施設の出入り口、水道施設、トイレ出入り口など共用する部分の消毒を行うこと。消毒にはアルコール系の消毒液、もしくは次亜塩素酸系の消毒液を用いること。

2. 参加チームにおいては、選手やスタッフの健康状態を把握することはもとより、選手の在籍学校の状態およびスタッフの勤務先の状態も確認できるようにする。以下の場合にはチームまたは当該選手・スタッフの参加を見合わせるなどの対応をとれるようにする。なお、選手用、スタッフ用、チーム用チェックリストに則して慎重に参加の可否を決めて下さい。

- ① 開催日前の14日間に、選手およびスタッフの家族に感染者もしくは濃厚接触者がある場合
- ② 開催日前の14日間に、本人および家族が海外に行ったことが確認できている場合
- ③ 開催日前の14日間に、選手およびスタッフの居住している市町村において新たな感染者（市中感染、感染経路不明）が発生し、当該市町村より行動自粛要請が出されている場合
- ④ 選手およびスタッフ、そしてその家族の当日の体調に少しでも異状（発熱、のどの違和感・痛み、咳、くしゃみ等のかぜ症状）がある場合
- ⑤ 選手が通学する学校が休校もしくは選手の所属する学級が学級閉鎖となっている場合
- ⑥ 通学する学校において生徒の校外活動に制限がある場合

◇参加チーム等の選手およびスタッフに新型コロナウイルスへの感染が確認された場合

- ① 当該チームは、山梨県サッカー協会、および事業実施事務局へ直ちに連絡をすること。選手が児童生徒の場合は、前記に加えチームに所属する選手が通学するすべての学校へ直ちに連絡するとともに、保健所の指導に従って行動すること。チームの活動は発生から最低14日間停止すること。
- ② ①に加え、感染確認の14日前までさかのぼり、感染確認当該チームと対戦もしくは同一会場に集まったチームについては、保健所の指導があった場合はそれに従うとともに、対戦もしくは集合した日から少なくとも14日間は活動を控えること。感染確認により中止・延期した事業を再開するか否かは保健所の指導などを踏まえて判断すること。

◇その他の留意事項

- ア 選手・スタッフへの新型コロナウイルス感染予防対策に対する理解を徹底すること。
- ① なぜこのような措置をとるのかについて指導者は十分理解し、最新の情報や感染予防対策について自身で情報収集する姿勢を持つこと。

② 選手には、自分自身の行動がどのような結果に結びつきうるのかを踏まえて、なぜ手洗いの励行が必要か、なぜ換気が必要か、なぜマスク着用するのかなど、感染症の基本的予防対策の必要を十分に理解させ、選手自身ができることを確実に実行できるようにすること。

イ 保護者への協力を依頼すること。

① 日常から毎朝の検温や体調など選手の健康状態について留意してもらうとともに、かぜ症状が見られたときは活動に参加させないよう、事前に依頼し了解を得ておくこと。

② チームが上記事項により大会に参加できないこともありうることを事前に説明しておくこと。

ウ 新型コロナウイルス感染にかかわる差別的な事象が見られることから、ガイドラインに基づく対応がいじめや差別につながるよう、指導者は十分留意し、保護者や関係者のSNSにおける発言や発信にも適切に対応すること。

エ 試合への参加については、参加チームが健康観察チェックリスト(「選手用、スタッフ用」の活用)を活用し選手・スタッフの健康観察を整えるとともに、チーム活動実施可否チェックリストに基づき、選手・スタッフおよびチームの参加について厳正な可否判断をすること。

オ 種別委員会では、各チームに対して個別のチームの活動であっても、その活動が感染リスクを高める行動にならないよう配慮して活動するよう促すこと。